

平成22年度及び平成23年度新保険料率（案）算定資料

【 目次 】

1	新保険料率（案）	1 頁
2	保険料率の算定について	2 頁
3	平成 22 年度・平成 23 年度の費用額及び収入額の内訳について	3 頁
4	平成 22 年度・平成 23 年度の保険料率の算出方法について	4 頁
5	不均一保険料率について	6 頁
参考 1	平成 22 年度以降の保険料軽減措置延長について（予定）	8 頁
参考 2	収入額別の保険料額について	10 頁

平成22年度及び平成23年度の保険料率(案)について

1 新保険料率(案)

(1) 平成22年度及び平成23年度新保険料率(案)

均等割額	40,300円
所得割率	0.0775 (7.75%)

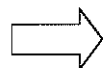
※ 保険料率の算定内容については、2頁以降を参照ください。

(2) 保険料の構成

保険料は、受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益分(均等割)と、被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される応能分(所得割)から構成され、被保険者個人単位で計算されます。ただし、賦課限度額については、50万円が設定されています。

(3) 現行保険料率と新保険料率(案)の比較

現行保険料率	
均等割額	42,530円
所得割率	7.96%



新保険料率(案)	
均等割額	40,300円
所得割率	7.75%

新保険料率では現行保険料率と比べ、均等割額及び所得割率ともに減少します。

- ① 均等割額 2,230円減
- ② 所得割率 0.21%減

2 保険料率の算定について

保険料の賦課

高齢者の医療の確保に関する法律第104条により、市町村は、後期高齢者医療に要する費用に充てるため、保険料を徴収し、その保険料については、広域連合が保険料率を設定し、被保険者に対して保険料を賦課します。保険料率は、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるように設定しなければなりません。

賦課総額の算出

保険料率算定の基礎となる賦課総額は、平成22年度及び平成23年度の後期高齢者医療に要する費用の見込額の合計額（療養給付費等や審査支払手数料また葬祭費など）から、同2年度の収入の見込額の合計額（国・県・市町村の公費負担や後期高齢者交付金など）を控除して得た額（保険料収納必要額）を予定保険料収納率で除して算出します。

均等割額・所得割率の算出

算出した賦課総額は、均等割総額（被保険者に等しく賦課される均等割額の総額）と所得割総額（被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される所得割額の総額）に按分され、その均等割総額を基に、被保険者個人ごとに賦課する均等割額を算出し、所得割総額を基に、被保険者個人ごとの旧ただし書所得（基礎控除後の総所得金額等）に乗じて所得割額を賦課するために用いる所得割率を算出します。

保険料等剰余金の活用

国の指示では、平成22年度及び平成23年度の保険料率の設定について、保険料等剰余金を活用することにより、現行と比べ少なくとも保険料率の引き上げとならないように努めることとされています。

こうした指示のもとに、埼玉県広域連合では、平成20年度保険料剰余金及び平成21年度保険給付費充当分（平成21年度充当不用）等の保険給付費支払基金積立額（約89億円）を全額活用します。

3 平成22年度・平成23年度の費用額及び収入額の内訳について

平成22年度及び平成23年度の費用額合計		
内訳	療養給付費等 (一部負担金を除く)	937,735,914 (千円)
	審査支払手数料	3,527,950 (千円)
	財政安定化基金拠出金	921,264 (千円)
	特別高額医療費 共同事業拠出金	130,070 (千円)
	健康診査委託料	2,942,908 (千円)
	葬祭費	3,402,343 (千円)
費用額合計		948,660,449 (千円)

平成22年度及び平成23年度の収入額合計		
内訳	国庫負担金 (高額医療費公費負担含む)	219,347,217 (千円)
	埼玉県負担金 (高額医療費公費負担含む)	74,845,041 (千円)
	市町村負担金	72,251,088 (千円)
	普通調整交付金	61,490,843 (千円)
	特別調整交付金	240,000 (千円)
	後期高齢者交付金	408,017,680 (千円)
	特別高額医療費 共同事業交付金	130,070 (千円)
	国の補助金	650,383 (千円)
	保険料等剰余金	8,933,978 (千円)
	収入額合計	

※ 年度別の費用額・収入額の内訳や見込方法、積算根拠については、資料No.1別冊『平成22年度・平成23年度の費用見込額及び収入見込額の算出について』を参照ください。

4 平成22年度・平成23年度の保険料率の算出方法について

(1) 保険料収納必要額の算出

◆ 費用額合計 - 収入額合計 = 保険料収納必要額

948,660,449 千円 - 845,906,300 千円 = 102,754,149 千円

(2) 賦課総額の算出

◆ 保険料収納必要額 ÷ 予定保険料収納率*1 = 賦課総額

102,754,149 千円 ÷ 98.62 % = 104,191,999 千円

*1 予定保険料収納率については、平成20年度県内市町村出納閉鎖時における平成20年度後期高齢者医療保険料の収納率（98.62%）を使用しています。

(3) 均等割総額及び所得割総額の算出

賦課総額を、所得係数*2を用いて均等割総額と所得割総額に按分します。

◆ 賦課総額 × { 1 ÷ (1 + 所得係数) } = 均等割総額

104,191,999 千円 × { 1 ÷ (1 + 1.20439723201*2) } = 47,265,528 千円

◆ 賦課総額 - 均等割総額 = 所得割総額

104,191,999 千円 - 47,265,528 千円 = 56,926,471 千円

*2 所得係数 = 当該広域連合1人当たり所得額（647,278円）÷全国1人平均所得額（537,429円）=1.20439723201
平成21年度普通調整交付金（暫定値）における所得額を使用しています。

(4) 均等割額（被保険者個人単位）の算出

均等割総額 ÷ 平成22年度及び平成23年度の平均被保険者数の合計 * 3 = 均等割額

47,265,528 千円 ÷ 1,172,651 人 * 3 = 40,307 円

* 3 平成22年度平均被保険者数見込=572,570人 平成23年度平均被保険者数見込=600,081人
2か年度合計=1,172,651人

均等割額については、10円未満の値を切捨て、『40,300 円』となります。

(5) 所得割率の算出

所得割総額 ÷ 2か年度分の旧ただし書所得の合計額 = 所得割率

56,926,471 千円 ÷ 735,002,274 千円 = 0.077450741329271

所得割率については、少数点以下第5位を切上げ、『0.0775 (7.75%)』となります。

(6) 被保険者1人あたりの保険料（所得割・均等割軽減前）の算出

賦課総額 ÷ 平成22年度及び平成23年度の平均被保険者数の合計 = 被保険者1人あたりの保険料

104,191,999 千円 ÷ 1,172,651 人 = 88,852 円

※ 上記の被保険者1人当たりの保険料については、所得割軽減と均等割軽減を行う前の金額となっています。

5 不均一保険料率について

後期高齢者医療制度の保険料率は同一広域連合内においては、均一であることが原則ですが、一定の要件を満たす地域及び市町村については不均一保険料率の特例を実施することができます。

(1) 不均一保険料率該当要件

- ◆ 離島その他医療の確保が著しく困難である地域（高齢者の医療の確保に関する法律第104条第2項）
この要件に該当する地域については、恒久措置として不均一保険料率が設定できます。

※ 埼玉県では、該当する地域はありません。

- ◆ 療養給付に要する費用が著しく低い市町村（高齢者の医療の確保に関する法律附則第14条第1項）
平成15年度から17年度までの一定期間の当該市町村の1人当たり老人医療給付費が、広域連合内の同期間の1人当たり平均老人医療給付費に対して20%以上低く乖離している市町村に住所を有する被保険者については、経過措置として、制度開始（平成20年度）から6年間、不均一保険料率を設定し、段階的に均一保険料率に近づけていきます。

※ 埼玉県では、小鹿野町が該当しています。（老人医療給付費が県内平均より31.8%低い）

(2) 不均一保険料率の算出方法

小鹿野町の1人当たり老人医療給付費は県内平均と31.8%乖離しているため、給付費をもとにした保険料率は、均一保険料率の68.2%（ $1 - 0.318 = 0.682$ ）となります。

上記の31.8%と68.2%の数値の他に、次の経過的調整率を使用して、2年度ごとの均一保険料率に対する割合を算出します。

【経過的調整率】	【均一保険料率に対する割合】
① 平成20年度及び平成21年度・・・3/6	⇒ ① $0.682 + 0.318 \times 3/6 = 0.841$
② 平成22年度及び平成23年度・・・4/6	⇒ ② $0.682 + 0.318 \times 4/6 = 0.894$
③ 平成24年度及び平成25年度・・・5/6	⇒ ③ $0.682 + 0.318 \times 5/6 = 0.947$

不均一保険料率は、均一保険料率（均等割額・所得割率）に上記の均一保険料に対する割合を乗じて、算出します。

(3) 平成22年度及び平成23年度不均一新保険料率(案)

小鹿野町	均等割額	36,020 円 = 40,300円(均一保険料)×0.894
	所得割率	0.0693 (6.93%) = 0.0775 (均一保険料)×0.894

(4) 小鹿野町の現行保険料率と新保険料率(案)の比較

現行保険料率		➔	新保険料率(案)	
均等割額	35,760円		均等割額	36,020円
所得割率	6.70%		所得割率	6.93%

均一保険料率は、現行と比べ減少していますが、不均一保険料率については、均一保険料率に対する割合が、平成20年度及び平成21年度より増加するため、不均一新保険料率は均等割額、所得割率ともに現行より上昇します。

- ① 均等割額・・・260円増
- ② 所得割率・・・0.23%増

参考1 平成22年度以降の保険料軽減措置延長について（予定）

（1） 所得が低い（世帯に属する）被保険者への軽減措置

政府決定により、平成20・21年度にて、追加軽減されていた7割軽減対象被保険者への8.5割軽減措置についてですが、平成22年度以降についても延長される予定です。（国において財源措置）

平成20年度		平成21年度		平成22年度以降（予定）	
均等割額			9割軽減		9割軽減
		8.5割軽減	8.5割軽減		8.5割軽減
		5割軽減	5割軽減		5割軽減
		2割軽減	2割軽減		2割軽減
所得割額	5割軽減	所得割額	5割軽減	所得割額	5割軽減

（2） 被用者保険の被扶養者であった被保険者への軽減措置

資格取得日の前日に被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する軽減措置（所得割額が賦課されず、均等割額が5割軽減される）について、軽減の対象期間が資格取得月から2年間でしたが、この軽減の対象期間の制限がなくなり、平成22年度以降においても被扶養者軽減の対象となる制度改正が行われる予定です。

また、政府決定により均等割額について5割軽減ではなく9割軽減としていた特別措置が、平成22年度以降についても延長される予定です。

平成20年度		平成21年度		平成22年度以降（予定）	
均等割額	9割軽減	均等割額	9割軽減	均等割額	9割軽減
所得割額	賦課なし	所得割額	賦課なし	所得割額	賦課なし

※平成20年4月～9月分までについては、均等割は10割軽減（賦課なし）

被保険者資格取得年月による被用者保険被扶養者軽減の対象期間の変移例

		平成20年度	平成21年度	平成22年度（改正前）	平成22年度（改正後）
平成20年4月 資格取得被保険者	均等割額	9割軽減 (平成20年4月～9月分 は10割軽減)	9割軽減	被扶養者軽減なし	9割軽減
	所得割額	賦課なし	賦課なし	被扶養者軽減なし	賦課なし
平成20年5月 資格取得被保険者	均等割額	9割軽減 (平成20年5月～ 9月分は10割軽減)	9割軽減	平成22年4月分のみ9割軽減。 5月分以降は被扶養者軽減なし	9割軽減
	所得割額	賦課なし	賦課なし	平成22年4月分のみ賦課なし。 5月以降は所得に応じて賦課	賦課なし
平成20年6月 資格取得被保険者	均等割額	9割軽減 (平成20年6月～ 9月分は10割軽減)	9割軽減	平成22年4月～5月分のみ9割軽減。 6月分以降は被扶養者軽減なし	9割軽減
	所得割額	賦課なし	賦課なし	平成22年4月～5月分のみ賦課なし。 6月分以降は所得に応じて賦課	賦課なし
平成20年7月 資格取得被保険者	均等割額	9割軽減 (平成20年7月～ 9月分は10割軽減)	9割軽減	平成22年4月～6月分のみ9割軽減。 7月分以降は被扶養者軽減なし	9割軽減
	所得割額	賦課なし	賦課なし	平成22年4月～6月分のみ賦課なし。 7月分以降は所得に応じて賦課	賦課なし
平成20年8月 資格取得被保険者	均等割額	9割軽減 (平成20年8月～ 9月分は10割軽減)	9割軽減	平成22年4月～7月分のみ9割軽減。 8月分以降は被扶養者軽減なし	9割軽減
	所得割額	賦課なし	賦課なし	平成22年4月～7月分のみ賦課なし。 8月分以降は所得に応じて賦課	賦課なし
平成20年9月 資格取得被保険者	均等割額	9割軽減 (平成20年9月分は 10割軽減)	9割軽減	平成22年4月～8月分のみ9割軽減。 9月分以降は被扶養者軽減なし	9割軽減
	所得割額	賦課なし	賦課なし	平成22年4月～8月分のみ賦課なし。 9月分以降は所得に応じて賦課	賦課なし
平成20年10月 資格取得被保険者	均等割額	9割軽減	9割軽減	平成22年4月～9月分のみ9割軽減。 10月分以降は被扶養者軽減なし	9割軽減
	所得割額	賦課なし	賦課なし	平成22年4月～9月分のみ賦課なし。 10月分以降は所得に応じて賦課	賦課なし

参考2 収入額別の保険料額について

(1) 世帯構成：夫婦2人世帯（2人とも後期高齢被保険者）の場合

収入額	均等割軽減	所得割軽減	新保険料額 (A)	これまでの保険料額 (B)	保険料額比較 (A) - (B)
夫： 年金収入 80万円	9割軽減	所得割なし	4,030円	4,250円	△ 220円
妻： 年金収入 80万円	9割軽減	所得割なし	4,030円	4,250円	△ 220円
夫： 年金収入153万円	8.5割軽減	所得割なし	6,040円	6,370円	△ 330円
妻： 年金収入 80万円	8.5割軽減	所得割なし	6,040円	6,370円	△ 330円
夫： 年金収入168万円	8.5割軽減	5割軽減	11,850円	12,340円	△ 490円
妻： 年金収入 80万円	8.5割軽減	所得割なし	6,040円	6,370円	△ 330円
夫： 年金収入192.5万円	5割軽減	5割軽減	35,450円	36,980円	△ 1,530円
妻： 年金収入 80万円	5割軽減	所得割なし	20,150円	21,260円	△ 1,110円
夫： 年金収入238万円	2割軽減	軽減なし	98,110円	101,680円	△ 3,570円
妻： 年金収入 80万円	2割軽減	所得割なし	32,240円	34,020円	△ 1,780円
夫： 年金収入250万円	軽減なし	軽減なし	115,470円	119,740円	△ 4,270円
妻： 年金収入 80万円	軽減なし	所得割なし	40,300円	42,530円	△ 2,230円
夫： 年金収入600万円	軽減なし	軽減なし	349,130円	359,730円	△ 10,600円
妻： 年金収入 80万円	軽減なし	所得割なし	40,300円	42,530円	△ 2,230円
夫： 年金収入804万円	軽減なし	軽減なし	486,150円	500,000円	△ 13,850円
妻： 年金収入 80万円	軽減なし	所得割なし	40,300円	42,530円	△ 2,230円

(2) 世帯構成：被保険者単身世帯の場合

収入額	均等割軽減	所得割軽減	新保険料額 (A)	これまでの保険料額 (B)	保険料額比較 (A) - (B)
年金収入 80万円	9割軽減	所得割なし	4,030円	4,250円	△ 220円
年金収入153万円	8.5割軽減	所得割なし	6,040円	6,370円	△ 330円
年金収入168万円	8.5割軽減	5割軽減	11,850円	12,340円	△ 490円
年金収入203万円	2割軽減	5割軽減	51,610円	53,920円	△ 2,310円
年金収入211万円	軽減なし	5割軽減	62,770円	65,610円	△ 2,840円
年金収入250万円	軽減なし	軽減なし	115,470円	119,740円	△ 4,270円
年金収入400万円	軽減なし	軽減なし	218,160円	225,210円	△ 7,050円
年金収入550万円	軽減なし	軽減なし	316,200円	325,900円	△ 9,700円
年金収入700万円	軽減なし	軽減なし	415,010円	427,390円	△ 12,380円
年金収入823万円	軽減なし	軽減なし	500,000円	500,000円	0円

(3) 世帯構成：被保険者と若年世帯主（後期高齢被保険者ではない）の場合

収入額	均等割軽減	所得割軽減	新保険料額 (A)	これまでの保険料額 (B)	保険料額比較 (A) - (B)
被保険者：年金収入80万円 (世帯主：給与収入122万円)	5割軽減	所得割なし	20,150円	21,260円	△ 1,110円
被保険者：年金収入80万円 (世帯主：給与収入133万円)	2割軽減	所得割なし	32,240円	34,020円	△ 1,780円
被保険者：年金収入80万円 (世帯主：給与収入150万円)	軽減なし	軽減なし	40,300円	42,530円	△ 2,230円